

# 東京造形大学 大学院学則

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第 1 条 東京造形大学大学院（以下「本大学院」という。）は、東京造形大学（以下「本学」という。）の建学の精神に基づき、広く総合的な視野を持ち、高い見識に立った教育と研究を、より高度な次元において推進することを目指し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

### (自己点検及び評価)

- 第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。
- 2 前項の自己点検及び評価の実施等について必要な事項は、別に定める。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第 3 条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を組織的に実施するものとする。
- 2 前項の教育内容等の改善のための組織的な研修等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### (研究科、専攻、課程)

- 第 4 条 本大学院に造形研究科（以下「本研究科」という。）を置く。
- 2 本研究科に次の専攻、課程を置く。
- (1) 造形専攻 修士課程
  - (2) 造形専攻 博士後期課程

### (学生定員)

- 第 5 条 本研究科の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
造形研究科	造形専攻	修士課程	50 名	100 名
		博士後期課程	5 名	15 名

#### (職員及び職務権限)

- 第 6 条 本研究科に、研究科長、教授、准教授、講師、助教、並びに事務職員及び技術職員その他の職員を置く。
- 2 学長は、この学則に定める職務を行い、所属職員を統督する。
  - 3 研究科長、教授、准教授、講師、助教、並びに事務職員及び技術職員その他の職員の職務は、学校教育法、その他の法令及び本学の諸規定に定めるところによる。
  - 4 職員の任免その他の人事については、別に定める。

#### (研究科委員会)

- 第 7 条 本研究科に研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会に関する規程は別に定める。

### 第 2 章 教育課程及び単位認定

#### (修業年限及び在学年限)

- 第 8 条 修士課程の修業年限は2年以上とする。ただし、在学期間は4年を越えることができない。
- 2 博士後期課程の修業年限は3年以上とする。ただし、在学期間は6年を越えることができない。

#### (教育課程及び修得単位数)

- 第 9 条 本研究科の授業科目及び単位数は、別表第1号、別表第2号に示すとおりとする。
- 2 修士課程の学生は、別表第1号に規定する教育課程から30単位以上を修得しなければならない。
  - 3 博士後期課程の学生は、別表第2号に規定する教育課程表から10単位以上を修得しなければならない。

#### (単位の認定及び成績評価)

- 第10条 履修した授業科目については、当該科目の試験又は研究報告等の成績を評価の上、所定の単位の修得を認定する。
- 2 前項の成績評価は、原則として、每学期末又は年度末に行う。
  - 3 第1項の成績評価は、S (90点～100点)、A (80点～89点)、B (70点～79点)、C (60点～69点)、F (59点以下) の5段階に区分し、S・A・B・Cを

合格とする。

#### (入学前の既修得単位の認定)

- 第11条 修士課程において教育上有益であると認めるときは、学生が本研究科へ入学する前に他の大学院等において修得した単位の内、本研究科が授業科目に相当する単位と認めた場合、研究科委員会の議を経て、本研究科において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により、修士課程において認めることができる単位として認めることができる単位数は、第12条による単位と合わせて10単位を限度とする。

#### (他の大学院等での修得単位の認定)

- 第12条 修士課程において本研究科が必要と認めるとき、学生は他の大学院において本研究科の教育課程に相当する科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により修得した授業科目については、研究科委員会の議を経て、本研究科で修得した単位として認めることができる。
- 3 前項の規程により本研究科において認めることができる単位数は、第11条による単位と合わせて、10単位を限度とする。
- 4 前3項の規定は、外国の大学院等に留学した場合にも、これを準用する。

#### (他の大学院又は研究所における研究指導)

- 第13条 本研究科が教育上有益であると認めるときは、研究科委員会の議を経て、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- 2 前項の規定により学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることのできる期間は、1年を超えないものとする。

### 第3章 修了認定及び学位授与

#### (修了認定)

- 第14条 修士課程においては、本研究科に2年以上在学し、所定の研究指導を受けた上で、第9条第2項に規定する単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者につき、学長は、研究科委員会の議を経て、課程の修了を認定する。ただし、修士論文の審査は修士制作の審査をもって代えることができる。
- 2 博士後期課程においては、本研究科に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた上で、第9条第3項に規定する単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者につき、学長は、研究科委員会の議を経て、課程の修了を認定

する。ただし、博士論文の審査は博士制作と制作に付帯する論文の審査をもって代えることができる。

#### (学位の授与)

第15条 前条により課程の修了を認定された者につき、学長は学位を授与する。

- 2 修士課程の学位は、「修士」(造形)とする。
- 3 博士後期課程の学位は、「博士」(造形)とする。
- 4 学位授与に関する規程は、別に定める。

### 第4章 学年度、学期及び休業日

#### (学年度及び学期)

第16条 学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年度は、次の2学期に分ける。
  - 前期 4月1日に始まり、9月30日に終る。
  - 後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 3 学長は、前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することができる。

#### (休業日)

第17条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (2) 日曜日
  - (3) 創立記念日(10月20日)
  - (4) 春期休業日(3月21日から4月10日まで)
  - (5) 夏期休業日(7月11日から8月31日まで)
  - (6) 冬期休業日(12月20日から翌年1月10日まで)
- 2 学長は、前項に定められた休業日のほかに臨時の休業日を設け、又は事情によりこれらの休業日、又は期間を変更することができる。

### 第5章 入学、欠席、休学、復学、退学及び除籍

#### (入学、休学及び復学の許可)

第18条 本研究科に入学しようとする者もしくは本研究科の学生で休学又は復学しようとする者は、第22条第1項、第25条第1項及び第2項、又は第28条の定めるところにより学長に願い出て許可を受けなければならない。

### (入学の時期)

第19条 入学の時期は学年度の初めとする。

### (入学資格)

第20条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条の第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育法における16年の課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
  - (6) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 学校教育法第104条の第4項の規定により修士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
  - (6) その他本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

### (入学検定試験)

第21条 入学検定試験は、受験者の人物及び学力について総合的に判定し行う。

2 入学検定試験を受けようとする者は、願書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に別表第4号に定める入学検定料を添えて願い出なければならない。

3 入学検定試験については、本条に定めるもののほか別に定める。

### (入学の手続き)

第22条 入学の許可を求める者は、前条の入学検定試験に合格したうえで、別に示す期

日までに、第24条に定める保証人と連署の誓約書、その他別に定める書類に第34条に定める学費を添えて提出しなければならない。

- 2 前項に定める入学の手続きをしない者に対しては、入学を許可しない。

#### (学籍)

第23条 前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本研究科の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

- 2 前項の定めるところにより本研究科の学籍を有する学生は、この学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し義務を負うものとする。

#### (保証人)

第24条 保証人は父母または独立の生計を営む者とし、保証する学生の身上に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 保証人は、その住所及び身上等に異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。
- 3 学生は、保証人が死亡し又は保証人がその資格を失ったときは、すみやかに保証人を定めて届け出なければならない。この場合当該保証人は、元の保証人が死亡し又は保証人の資格を失ったときにさかのぼって、第1項に定める責任を負うものとする。

#### (休学)

第25条 休学を希望する者は、願書により学長に願い出て休学することができる。

- 2 休学の届出時期によっては、届出が受理されない場合がある。
- 3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めた場合は、第1項に定める休学の願い出をまたず当該学生を休学させることができる。
- 4 休学の手続きについて必要な事項は、別に定める。

#### (休学の期間)

第26条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由のある場合は前条の手続きを経て引き続き休学し、又は休学させることができる。

- 2 休学の期間は、在学期間内に通算して、修士課程においては2年、博士後期課程においては3年をそれぞれ超えることはできない。ただし、休学の理由が本国籍での兵役と認められた場合（以下、「兵役による休学」という。）は、当該の期間を、修士課程においては第8条第1項、博士後期課程においては第8条第2項にそれぞれ定める在学期間、及び休学の期間に算入しない。

**(休学期間中の授業料及び施設設備費の徴収免除)**

第27条 休学する者又は休学を命ぜられた者については、休学の最初の日の属する月から休学期間の満ちた日の属する学期末までの、科目授業料の全額、基礎授業料及び施設設備費の半額を免除する。

- 2 前項に関わらず、兵役による休学の場合は、休学の最初の日の属する月から休学期間の満ちた日の属する学期末までの、授業料及び施設設備費の全額を免除する。

**(復学)**

第28条 休学者は、学年のはじめでなければ復学することができない。また、休学者が復学しようとするときは、復学願いにより学長に願い出てその許可を経て復学することができる。

**(退学)**

第29条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願書に学生証を添えて学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の者につき、その理由を審査し、その結果に基づき研究科委員会の意見を聴いて、退学を許可する。
- 3 退学する学生は、退学した日の属する月までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

**(除籍)**

第30条 学長は、次の各号の一に該当する者を研究科委員会の意見を聴いて、除籍することができる。

- (1) 在学期間が所定の年数を超えた者
  - (2) 第26条に定める休学の期間を過ぎても復学について願い出のない者
  - (3) 授業料及び施設設備費を滞納し、2ヶ月を経過した者
  - (4) 死亡又は2年以上行方のわからない者
- 2 転学又は退学した学生については、学籍から除くものとする。

**(再入学)**

第31条 第29条による退学者、第30条による除籍者が、再入学しようとする場合には、学長は研究科委員会の議を経てその理由を審査し、その結果に基づき再入学を許可することができる。

- 2 再入学については、本条に定めるもののほか別に定める。

## 第6章 科目等履修生、委託学生及び研修員

### (科目等履修生)

第32条 本研究科学生以外の者で、科目等履修生として本研究科修士課程における一部の科目の履修を希望する者は、教育研究上に支障のない場合及び学生の教育に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て選考の上、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生の履修した科目について所定の試験を行ない、合格した者に対して所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生については、本学則を準用する。ただし、第8条、第9条第2項、第11条、第15条は除く。
- 4 科目等履修生の選考料、登録料及び受講料は、別表第6号に掲げるところによる。
- 5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか別に定める。

### (委託学生及び研修員)

第33条 学長は、他の大学院から当該大学院の学生の教授研究を本研究科に委託したい旨の申し出があった場合、又は地方公共団体その他からその所属する職員の研修を本研究科に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本研究科の教授研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の議を経て委託の申し出に応ずる。

- 2 委託の手続き、委託料等、その他委託学生又は研修員につき必要な事項は、本条に定めるもののほか別に定める。

## 第7章 学費

### (学費)

第34条 学費は次のとおりとし、納付額は別表第5号に掲げるとおりとする。ただし、修士課程2年次再履修学生及び博士後期課程3年次再履修学生は、それぞれ初年度に限り基礎授業料及び施設設備費の半額を免除する。

- (1) 入学金
- (2) 基礎授業料
- (3) 科目授業料
- (4) 施設設備費



### (納付済の学費の取り扱い)

第35条 前条に定める学費については、納付の後は原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定の期日までに所定の入学辞退手続きを行い認められた場合は、学費のうち授業料及び施設設備費を返還する。

2 休学の場合は、第27条により免除された額を、納付済みの学費から返還する。

## 第8章 教員免許状

### (免許状の取得)

第36条 本研究科修士課程において、別表第3号に定める科目において教育職員免許法及び同法施行規則の定める所定の単位を取得した者は、次の教員免許状を取得することができる。

造形研究科 造形専攻	中学校教諭専修免許状	美術
	高等学校教諭専修免許状	美術・工芸

## 第9章 賞 罰

### (表彰)

第37条 性行が善良で、学習研究にすぐれた業績があり、その他特に本研究科に貢献した学生に対して、学長は研究科委員会の議を経て表彰することができる。

### (懲戒処分)

第38条 学生として本研究科の規則命令に違反し又は学生の本分に反する行為があったとき、学長は、研究科委員会の議を経てこれを懲戒することができる。

2 懲戒は退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行が不良で改善の見込みのない者

(2) 学力が劣等で成業の見込みのない者

(3) 正当の理由がないのに出席が常でない者

(4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

4 懲戒処分については、本条に定めるもののほか別に定める。

### 附則

1 この学則は、平成17年4月1日に制定・施行する。

2 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

3 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。

- 4 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 5 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から改正・施行する。ただし、第 35 条、第 36 条、及び別表第 4 号については、平成 23 年度大学院に在学する者も同年度より適用する。
- 6 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 7 この学則は、平成 24 年 5 月 23 日から改正施行する。
- 8 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 9 この学則は、平成 31 年 2 月 1 日から改正施行する。
- 10 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 11 この学則は、令和元年 6 月 1 日から改正施行する。

別表第1号 教育課程表

研究科	専攻	授業科目		必修単位	選択単位	備考
		科目区分	科目名			
造形研究科	造形専攻	造形に関する理論科目	美学特論 芸術学特論 デザイン論特論 美術史特論 デザイン史特論 造形特講 造形教育研究Ⅰ 造形教育研究Ⅱ		2 2 2 2 2 4 4 4	選択必修4単位
		造形プロジェクト科目	造形プロジェクトA 造形プロジェクトB 造形プロジェクトC		2 2 2	選択必修4単位
		領域専門科目	デザイン総合研究Ⅰ デザイン総合研究Ⅱ デザイン制作研究Ⅰ デザイン制作研究Ⅱ  美術総合研究Ⅰ 美術総合研究Ⅱ 美術制作研究Ⅰ 美術制作研究Ⅱ  造形教育総合研究Ⅰ 造形教育総合研究Ⅱ 造形教育制作研究Ⅰ 造形教育制作研究Ⅱ		4 6 4 4  4 6 4 4  4 6 4 4	各研究領域 選択必修18単位

別表第2号 博士後期課程 教育課程表

研究科	課程	授業科目		必修 単位	選択 単位	備考
		科目区分	科目名			
造形研究科	博士後期課程	博士専門科目	造形総合研究Ⅰ 造形総合研究Ⅱ 造形総合研究Ⅲ	2 2 2		1領域3科目6単 位必修
			デザイン特別演習Ⅰ 美術特別演習Ⅰ 造形教育特別演習Ⅰ  デザイン特別演習Ⅱ 美術特別演習Ⅱ 造形教育特別演習Ⅱ		2 2 2  2 2 2	2科目4単位以 上選択必修
			造形特別プロジェクト		2	自由選択
			造形特別理論		2	自由選択

別表第3号 修士課程 教職免許状に関する科目

研究科	専攻	授業科目		必修単位	選択単位	備考
		科目区分	分野 科目名			
造形研究科	造形専攻	教職課程科目	教科又は教職に関する科目			
			美学特論		2	
			芸術学特論		2	
			デザイン論特論		2	
			美術史特論		2	
			デザイン史特論		2	
			造形特講		4	
			造形教育研究Ⅰ		4	
			造形教育研究Ⅱ		4	
			造形プロジェクトA		2	
			造形プロジェクトB		2	
			造形プロジェクトC		2	
			デザイン総合研究Ⅰ		4	
			デザイン総合研究Ⅱ		6	
			デザイン制作研究Ⅰ		4	
			デザイン制作研究Ⅱ		4	
			美術総合研究Ⅰ		4	
			美術総合研究Ⅱ		6	
			美術制作研究Ⅰ		4	
			美術制作研究Ⅱ		4	
			造形教育総合研究Ⅰ		4	
造形教育総合研究Ⅱ		6				
造形教育制作研究Ⅰ		4				
造形教育制作研究Ⅱ		4				

別表第4号

入学検定料	30,000円 (本学出身者 10,000円)
-------	----------------------------

別表第5号

	項目	学費	備考
修士課程	入学金 (本学学部出身者)	200,000円 (免除)	入学時
	基礎授業料(年額)	800,000円	各年度
	科目授業料(年額)	300,000円	各年度
	施設設備費(年額)	350,000円	各年度
博士後期課程	入学金 (本学修士出身者)	200,000円 (免除)	入学時
	基礎授業料(年額)	800,000円	各年度
	科目授業料(年額)	80,000円 40,000円	1・2年次 3年次
	施設設備費(年額)	350,000円	各年度

注1 入学金は、入学時のみ納付する。ただし、本学出身者は免除する。

注2 科目授業料は、学則に定める課程の修得すべき単位に課すものとし、課程の修業年数の分割納付を原則とする。履修1単位当たり20,000円とし、修得すべき単位を超える履修単位は科目授業料を免除する。

注3 基礎授業料及び科目授業料並びに施設設備費は、半額ずつ各年度4月20日及び9月30日までに納付する。

注4 ただし、入学年度の学費納付期日については別途定める。

別表第6号

選考料	20,000	
登録料	45,000	
受講料(1単位)年額	講義	30,000
	実習・演習	60,000

注1 本大学院修了者は登録料が不要である。

注2 受講料は1年間の前納を原則とする。